

【設問】

以下の【事例】に挙げられた事実が真実であることを前提にして、X及びYの罪責について論じなさい (特別法違反の罪は除く)。

【事例】

1 X (25歳・男性)は、行き付けのスナックで、そこに勤めているY (22歳・女性)と知り合い、同棲するようになったが、勤めていた会社を解雇されたため、生活費に窮するようになった。ある日、Yから生活費のことで文句を言われたXは、逆上して、Yの腹部を殴ったり、蹴ったりし、その結果、Yは全治 10 日間の打撲傷を負った。Yは、それ以来、Xに逆らわないようにしようと気を付けるようになったが、その後も、些細なことでXから殴られることがあった。しかし、YはXが暴力を振るうのは愛情の裏返しだと思い込み、Xとの同棲を続けていた。

2 平成 27 年 11 月 5 日、夕飯の支度をしていたYに対して、Xが「すき焼きが食いたい。」と言ったところ、Yが「今日はお肉がないの。」と答えたため、Xは不機嫌になり、「肉ぐらい買っておけよ。馬鹿。」と強い口調で言った。Yは金銭的な困窮状態とXに対する不満などから、感情が高ぶり、Xに対して、「お金がないのよ。牛肉なんて買えるわけがないでしょ。」と言ったため、Xは激高し、Yの腹部を殴った。

3 殴られたYがXに謝罪したところ、Xは、Yに対して、「金がないのなら、V (45歳・女性・Yが勤めているスナックの経営者) から借りてこい。Vはスナックの常連客のAと不倫をしているから、『Aさんとの不倫関係がAさんの奥さんに知られてもいいんですか。』と言えればいい。Vは、Aとの関係は誰にも知られていないと思っているから、5万くらいはすぐに出すだろう。」と言った。Xは借りた金を返済する意思はなく、Yもそのことを分かっているだろうと考えており、実際、YもXの真意を理解していたが、Yは、Xに逆らうと殴られるとの恐怖心があったため、「分かったわ。」と答えた。

4 翌日の午後 3 時頃、YはVに電話をかけ、「話があるので、会いたいです。」と言ったところ、Vが了承したため、YはV宅に赴いた。V宅のリビングに通されたYは、Vに 30 万円程度出させて生活費にしようと考え、返済する意思がないにもかかわらず、Vに対して、「必ず返しますから、30万円貸して下さい。」と頼んだ。しかし、Vがそれを拒絶したため、Yは、Vに対して、「VさんはAさんと特別な関係ですよ。Xから聞きました。Xは、Aさんの奥さんをよく知ってるんですよ。Xは、AさんとVさんが仲良く写った写真も持ってます。Aさんとの関係がAさんの奥さんに知られてもいいんですか。来月には返しますから、30万円貸して下さい。」と言った。XがAの妻と知り合いであり、AとVが写った写真を持っているというのは、その場でYが思い付いた出鱈目であったが、それを真実であると誤信したVは、Aとの不倫関係をAの妻に知られると困ると考え、Yに返済の意思がないことは分かっていたが、Yに現金 30 万円を交付した。

5 Yは、自宅に帰り、Xに対して、「Vから 30 万円借りてきた。」と言って、30 万円をXに渡した。Xは、「驚いたな。30 万円も借りたのか。」と言うと、受け取った 30 万円の中から 5 万円を抜き取り、「残りは生活費にしろ。」と言って、25 万円をYに渡した。